

質疑応答内容

NO	質問内容	回答
屋外広告物許可手続きに関すること		
1	那珂川営業所(那珂川市)、赤間営業所(宗像市)等その他にも福岡市に入ってくるバスへの扱いはどうなるのか。	広告宣伝車(車検証記載の「車体の形状」に「放送宣伝」と記載されている自動車)以外の自動車(バス・タクシー・トラック等)については、車検証記載の使用の本拠の位置が福岡市であれば、福岡市の屋外広告物許可手続きが必要となり、条例で定める規格基準(広告物の大きさを20㎡以内に作る等)の遵守が必要となります。
2	弊社の車両は福岡市に車両の本拠の位置があり、県外にてラッピングを施行、県外でのみ走行し県外にて除却する業務がほとんどであり、この場合福岡市内は全く広告宣伝走行しないが福岡市に許可申請を行っている。今回の改正後同様の事例の場合でも20平方メートル以内の規制対象となるのか。	広告宣伝車以外の自動車で、使用の本拠置が福岡市外の場合は、市内を走行する場合の福岡市での許可手続きは不要ですが、使用の本拠置の自治体へご相談をお願いします。
3	質問2に関連するが、車両の本拠地は福岡市だが、主に東京で走行し、施工も東京で行う。その場合も、市への許可申請が必要ということで間違いはないか。	お見込みの通り、市への許可申請が必要となります。
4	現在、9月末までの許可期限のものは10月以降もということで再度許可申請が必要になるのか。その場合は申請手数料がまた必要となるのか。	10月以降も広告物を掲出し、走行する場合は、再度許可申請が必要となります。その際申請手数料が必要で。この場合、許可の期間は再度許可を申請した日から1年となります。
5	ルート図は、東京のルート図が必要か。市外のはずれに会社があるので、500mほどで市外になる。	走行ルート図は市内のみ提出をお願いします。
6	月に数回、広告内容が変わることがある。今までは除却して新たに許可申請をしていたが、今後はデザイン審査が必要となると除却して許可という手続きが間に合わなくなる。まとめて申請しても良いのか。	デザイン審査については、まとめて審査可能です。デザイン変更に合わせて変更申請手続きをお願いします。個別協議にはなりますが、除却届は後日でも対応可能です。
7	車体の色変更で許可は必要か。博多署に以前聞いたら不要と言われたことはある。	車体の色変更であれば不要ですが、車体の色が広告のイメージを伝えるものであれば、許可が必要となる場合もありますので、個別協議での判断となります。
8	10月をまたいで走行する場合はどうすればいいか。	特例許可の受付は随時行うため、協定締結後であれば10月またいで許可も行います。
9	光の発色(内照式・LED等)が禁止されると記載があったが、改正後のルールがどのように変わるかを知りたい	今回の条例改正では、広告物の光に関する内容は改正していません。改正に関わらず、自ら発光して表示内容を変えることができる広告物(発光可変表示式広告物)や、運転者を幻惑させる恐れのある広告物は禁止となっております。
10	20㎡は誰がどのようにして計測するのか。それ用の審査機関等が設置されるのか。	広告物の大きさを計測する審査機関等はなく、提出された図面や写真等で確認します。
特例許可に関すること		
11	特例許可について、車検証記載の「所有者」、または「使用者」のどちらかが許可を得ていたら良いのか。また、上記2者とは別の事業者が代理販売という形で広告を出す場合、代理販売者のみが許可を得てればいいのか。	特例許可の相手方は、屋外広告物許可手続きを行う申請者となります。 この場合の申請者とは、広告物に表示又は設置することを決定し、広告業者に表示又は設置することを依頼した者(広告物の所有者やスポンサー等)を指します。 そのため、車検証記載の「所有者」または「使用者」のうち、申請者となる方が特例許可を受けていれば問題ありません。代理販売の場合も同様の考えになります。

NO	質問内容	回答
12	特例許可を受ける場合の協定の有効期間は。	有効期間は1年間です。希望があれば更新も可能です。
13	協定の有効期間と許可期間は違って良いのか。	協定の有効期間内に許可申請を受けた場合は、協定の有効期間を超えることが想定されますが、協定締結期間内に許可を受けたものであれば、期間が超えても問題ありません。
14	特例許可の要件である、良好な景観形成等に向けて取り組むというのは具体的にはどういったことを想定しているのか。デザイン基準があって、それに基づいたデザインを作ることがこれにあたるのか。	デザイン基準については、要件として自主審査をお願いしています。「良好な景観形成等に向けて取り組む」部分について、具体的には掲出する車体利用広告物や市内に事業者等がある場合は建築物等についても良好な景観を守っていること、その他には市が行っている施策の中で緑化活動、清掃活動への参加などを想定しています。
15	広告料収入の一部を、良好な景観形成のための費用に充てられているが、金額は決まっているのか。	具体的な金額は決まっていますが、これまでの事例を踏まえて広告料収入の5%程度で考えています。
16	福岡市だけではなく5大都市を巡回するような場合もある。その場合は福岡市に係る分だけの収入となるのか。	複数の都市を走行する場合は個別協議をさせていただきたいと考えています。
17	広告費と言ってもデザイン費も含めてになるのかなど教えて欲しい。	広告料収入の考え方等については、協定締結に向けた中で協議させていただきたいです。
18	市長の許可があれば特例的に20㎡以上の掲出も可という事でしたが、この特例部分の詳細を伺いたい。また、審査が今後必要になる場合、これをweb上で申請する事はできるのか。	市長の許可（以下特例許可）については、 ①福岡市との協定締結 ②デザイン審査 が必要です。 ①②の手続きが完了後、20㎡を超えた広告物を掲出することが可能となります。 デザイン審査はメールで受け付けます。
19	特例許可申請のひな型はあるか。	特にありません。電話やメールで問い合わせをお願いします。
デザイン審査に関すること		
20	デザイン審査の回数は今後増える可能性はあるか。	しばらくは月1回としているが、状況に応じ増やすことを考えています。
21	デザイン審査で修正をもらった場合に再度修正を提出したら、次の審査まで回答がもらえないのか。	修正に関しては、随時対応いたします。
22	デザイン審査の戻りはどのくらいの目安を想定しているか。	審査を受け付けてから、審査開催日まで最長で1か月と想定しています。
23	デザイン審査の実施日程は公表されるか。	まだ日程は決まっていますが、公表できる段階になれば公表可能です。
24	デザイン審査委員会は月1回実施し、その日に申請があった事業者のデザインについて、ひとつずつ審査するイメージか。	お見込みの通りです。
25	デザイン審査委員会からの回答はその日にもらえるのか。	特に問題がなければその日に回答可能です。
音に関すること		
26	（音量について）地域区分はwebマップに掲載されているか。	市ホームページに掲載されています。
27	（音量について）病院等に面してる場合はダメとなっているが、スピーカーを車体の前後に設置する場合は良いのか。	前方に設置する場合は、面していると見なすと考えています。後方であっても通り過ぎれば面していると考えられますが、反対車線の場合は面しているとは見なしません。

NO	質問内容	回答
28	前方に設置しても正面を向いていれば、角度的に面していると言えないのではないか。	音の方向が広がることを考えて、面していると判断します。
屋外広告業登録に関すること		
29	屋外広告業登録の対象はどのような業者か。	屋外広告物の表示や掲出物件（広告板、広告塔等）の設置を行う営業をする業者が対象です。 具体的には広告主から工事を請け負う施工業者（元請け、下請けは問わない）が該当します。 上記の営業を行わない、屋外広告物の企画や制作を行うだけの広告代理業や看板制作業は該当しません。
その他		
30	今回条例改変に至った背景を詳しく知りたい。（住民の方々の生の声など）	条例改正の背景として、市民の方々から、広告宣伝車の騒音、広告内容が青少年の健全育成に与える影響への懸念、景観の悪化などに関する意見や苦情が多数寄せられたことが挙げられます。これらの意見を踏まえ、条例改正を行いました。